

国民健康保険に加入されている出産予定の方または出産された方の世帯主の方へ

## 産前産後期間の国民健康保険税の軽減について

令和6年1月1日から、出産予定または出産した国民健康保険加入者（以下、「出産被保険者」という。）分の国民健康保険税が軽減されますので届出させていただきますようお願いいたします。

※「出産」とは妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産も対象となります。

### ◇ 軽減対象期間

- ・単胎妊娠の場合：出産予定日（または出産日）の月の前月から4か月間
- ・多胎妊娠の場合：出産予定日（または出産日）の月の3か月前から6か月間

### ◇ 対象となる方

上記対象期間に国民健康保険に加入している方が対象となります。

### ◇ 軽減額

対象となる方の対象期間分の所得割額、被保険者均等割額の全額が軽減されます。

※必ずしも対象期間に納付する期分の金額が軽減されるものではありません。

### ◇ 届出期間

出産予定日の6か月前から届出ができます。

※出生届等手続きの際の届出を推奨しています。



### ◇ 届出に必要なもの

- 世帯主の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 出産被保険者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 出産被保険者の国民健康保険証
- 出産予定日または出産した日が分かるもの（母子健康手帳等）
- マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主、出産被保険者分）
- 世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁される場合）

### ◇ 届出後の流れについて

届出の翌月に軽減を反映させた新しい納付書と国民健康保険税納税通知書、決定・変更通知書をお送りします。届出の翌月納付分から金額が変更になりますので、古い納付書と重複して納付しないようご注意ください。

すでに納付されている分に関しては、後日還付となります。必要書類をお送りしますので届くのをお待ちください。

茨城町保健福祉部保険課（5番窓口）  
国保グループ ☎ 029-240-7113